

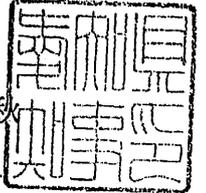


資料1

18水地環第346号  
平成18年11月21日

愛知県環境審議会  
会長 森脇昭夫 様

愛知県知事 神田真秋



水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量削減計画の策定等について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づく総量削減計画の策定
- 2 水質汚濁防止法第4条の5第1項の規定に基づく総量規制基準の設定

担当 環境部水地盤環境課  
調査・計画グループ  
電話 052-954-6220

## 説明

### 1 諮問事項1について

総量削減計画は、水質汚濁防止法第4条の3の規定により、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、知事が定めることとされております。

この総量削減計画は、総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するために、発生源別の汚濁負荷量の削減目標量、削減目標量の達成の方途その他汚濁負荷量の削減に関し必要な事項を定めるものであり、伊勢湾浄化の推進には不可欠であります。

このたび、国において、水質汚濁防止法第4条の2の規定に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」が平成18年11月21日に策定されたため、本県としては、これに基づいた総量削減計画を定める必要があります。

ついでには、本県における総量削減計画を適切に定めたいので、貴審議会の意見を求めるものです。

### 2 諮問事項2について

総量規制基準は、水質汚濁防止法第4条の5の規定により、同条第1項に規定する指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について、知事が定めることとされております。

この基準は、生活排水処理施設の整備を進めること等と併せ、総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するための主要な方途の一つであります。

このため、総量規制基準を適切に定めたいので、貴審議会の意見を求めるものです。



平成18年11月22日

愛知県環境審議会

水質部会長 藤 江 幸 一 様

愛知県環境審議会

会 長 森 篤 昭



水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量  
に係る総量削減計画の策定等について（付託）

平成18年11月21日付け18水地環第346号で知事から諮問のありましたこ  
のことに付いて、専門的立場からの調査審議を貴部会にお願いします。

担 当 愛知県環境審議会事務局  
(愛知県環境部環境政策課  
法規・融資・補償グループ)  
電 話 052-954-6209 (ダイヤル)